

茨城県子どもの貧困対策に関する計画

平成 28 年 3 月

【平成 28 年度～平成 32 年度】

茨 城 県

—目 次—

第1	計画策定趣旨	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	計画の期間	1
第4	基本方針	1
第5	現状と課題	2
1	現状	2
(1)	子どもの貧困率	2
(2)	子どもの貧困に関するその他の値	3
(3)	子どもの貧困対策に関する県内関係団体等からの意見	9
2	課題	9
第6	重点的に取り組む項目	10
1	教育支援	10
(1)	生活困窮世帯等への学習支援	10
(2)	学校教育による総合的な教育支援	10
(3)	就学支援の充実	11
(4)	多様な教育機会の確保	12
2	生活支援	13
(1)	保護者への生活支援	13
(2)	子どもへの生活支援	14
(3)	生活支援体制の整備・充実	15
3	就労支援	16
(1)	保護者の就労機会の確保	16
(2)	保護者の就労のための学び直しに関する支援	17
(3)	子どもへの就労支援	17
4	経済的支援	18
(1)	児童扶養手当の支給	18
(2)	福祉資金貸付金の貸付け	18
(3)	生活保護による教育扶助等	18
(4)	医療費の助成	18
(5)	養育費相談員による支援	18

第7	子どもの貧困に関する指標	19
第8	計画の推進体制	19
第9	計画の進行管理	19

第1 計画策定趣旨

日本における子どもの貧困率は先進諸国と比較しても深刻な状況にあり、平成24年においては、6人に1人が平均的な所得の半分以上の世帯で生活していることが「国民生活基礎調査」により示され、子どもの貧困対策は、国を挙げて対応すべき喫緊の課題となっています。

平成26年8月においては、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。以下「法」といいます。）に基づき、子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」といいます。）が閣議決定され、国としての対策の方針が示されました。

大綱の中では、子どもの将来が生まれ育った環境で左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等に一層取り組んでいくため、各種の施策を推進していくとしています。

本県では、従来から各種福祉施策の中で個別に貧困対策に取り組んでおりましたが、この度、子どもの貧困対策という視点から、各施策を捉え直し、子どもの貧困問題に対して、より効果的・総合的に対応していくため、茨城県子どもの貧困対策に関する計画（以下「計画」といいます。）を策定します。

第2 計画の位置づけ

この計画は、法第9条第1項に定める都道府県計画として、大綱を勘案して策定します。

第3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第4 基本方針

- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備していきます。
- 子どもの貧困問題は、複数の要因が絡み合って発生するものであるため、各種施策を子どもの貧困対策に着目した上で、総合的に推進していきます。

- ・ **教育支援**においては、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもがその意欲と能力に応じた教育を十分に受けることができるよう支援します。
- ・ **生活支援**においては、貧困の状況にある家庭が孤立せずに、安心して生活することができるよう支援します。
- ・ **就労支援**においては、職に就いていない等により貧困の状況にある家庭が、安定した収入を得られるよう支援します。
- ・ **経済的支援**においては、貧困の状況にある家庭が安心して暮らすことができるよう、安定した生活の基礎の確保を支援します。

第5 現状と課題

1 現状

子どもの貧困対策に関する施策の実施にあたり、まず、子どもを取り巻く現状を把握し、対応すべき課題を探っていきます。

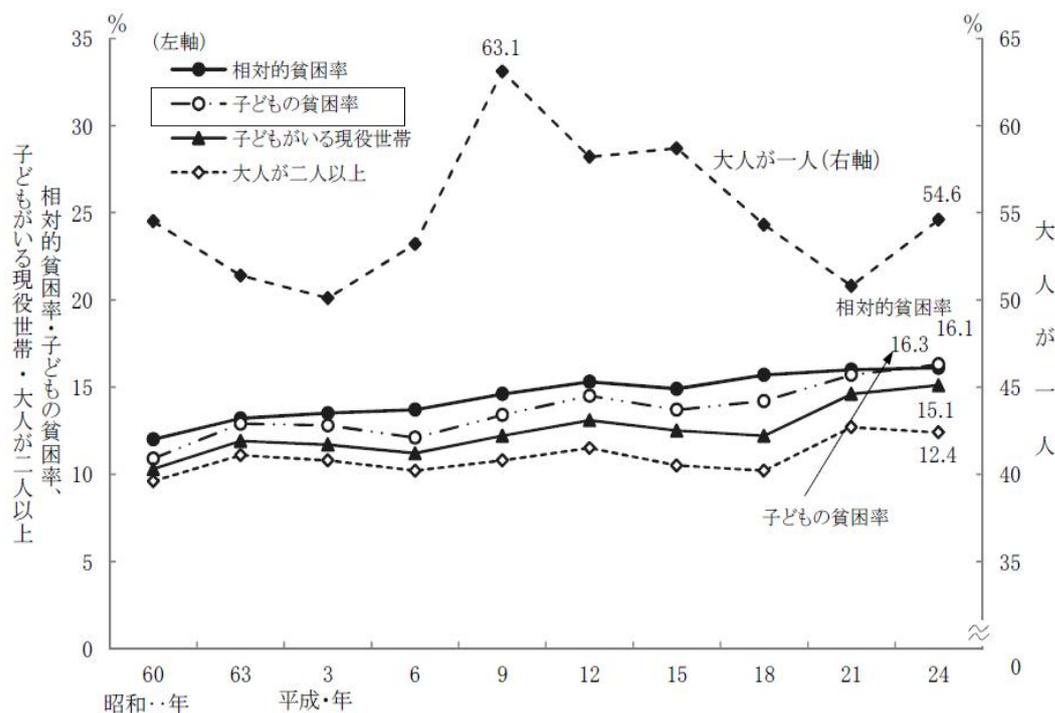
(1) 子どもの貧困率

○子どもの貧困率：16.3%

「貧困状態」を示す指標の一つとして、相対的貧困率があります。これは、一定基準（貧困線）ⁱを下回る等価可処分所得ⁱⁱしか得ていない者の割合のことで、子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が一定基準に満たない子どもの割合を言います。

日本においては、近年、子どもの貧困率が上昇傾向にあり、平成24年においては16.3%となっています。また、OECD加盟国の中では、平成22年の国際比較において、34か国中25位ⁱⁱⁱと、先進諸国の中でも深刻な状況にあることがうかがえます。

貧困率の年次推移（全国）



（厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」）

ⁱ 等価可処分所得の中央値の一定割合（半分）を示したもの。平成24年時点は122万円（名目値）。

ⁱⁱ 世帯人員によって生活コストが異なってくることから、世帯人員の違いを調整するため、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って算出した額。

ⁱⁱⁱ OECD Family Database「Child poverty」 (<http://www.oecd.org/social/family/database>) (2014.1) ※日本の値は平成21年時点の値。順位は、子どもの貧困率が低い国からの順番。

(2) 子どもの貧困に関するその他の値

子どもの貧困の現状を見ていく上で、貧困率以外の視点として、特に社会的な支援が必要な生活保護受給世帯、ひとり親世帯に関する値を把握していきます。

①生活保護世帯の推移：増加傾向

生活保護世帯数は全国も本県も増加傾向にあります。また、昭和50年を100とした指数の推移でみると、近年、本県は全国より高い水準で増加していることが分かります。

被保護世帯の推移（全国と本県の比較）

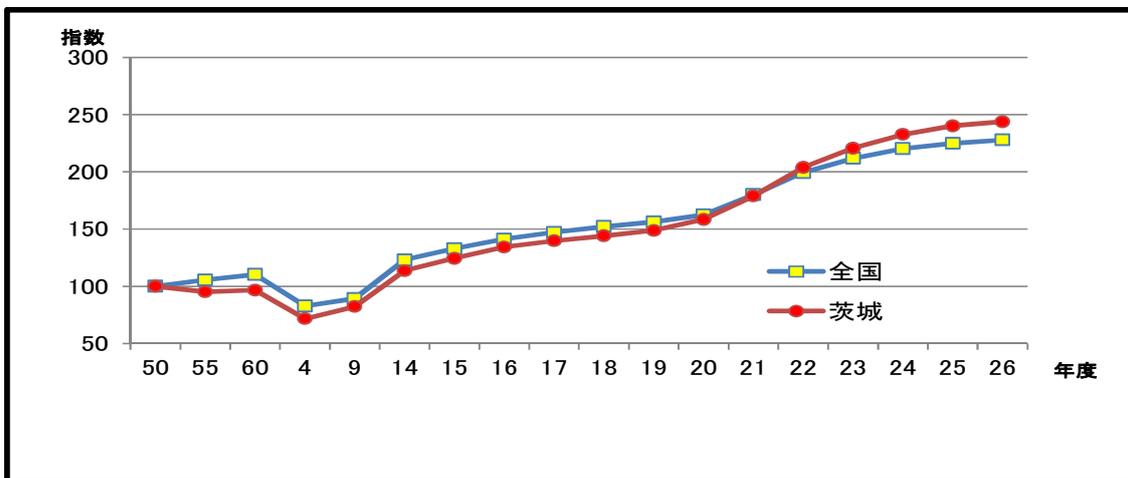
（単位：世帯）

年度	全国		茨城県	
	世帯数	指数	世帯数	指数
50	707,514	100.0	8,225	100.0
55	746,997	105.6	7,832	95.2
60	780,507	110.3	7,954	96.7
4	585,972	82.8	5,901	71.7
9	631,488	89.3	6,767	82.3
14	870,931	123.1	9,351	113.7
15	941,270	133.0	10,233	124.4
16	998,887	141.2	11,046	134.3
17	1,041,508	147.2	11,489	139.7
18	1,075,820	152.1	11,856	144.1
19	1,105,275	156.2	12,242	148.8
20	1,148,766	162.4	13,032	158.4
21	1,274,231	180.1	14,724	179.0
22	1,410,049	199.3	16,771	203.9
23	1,498,375	211.8	18,156	220.7
24	1,558,510	220.3	19,145	232.8
25	1,591,846	225.0	19,760	240.2
26	1,612,235	227.9	20,061	243.9

※1 世帯数は各年度平均で停止を含む。

（茨城県保健福祉部福祉指導課調べ（H27）から作成）

※2 指数は昭和50年を100としている。



（茨城県保健福祉部福祉指導課調べ（H27）から作成）

②ひとり親世帯数の推移：増加傾向

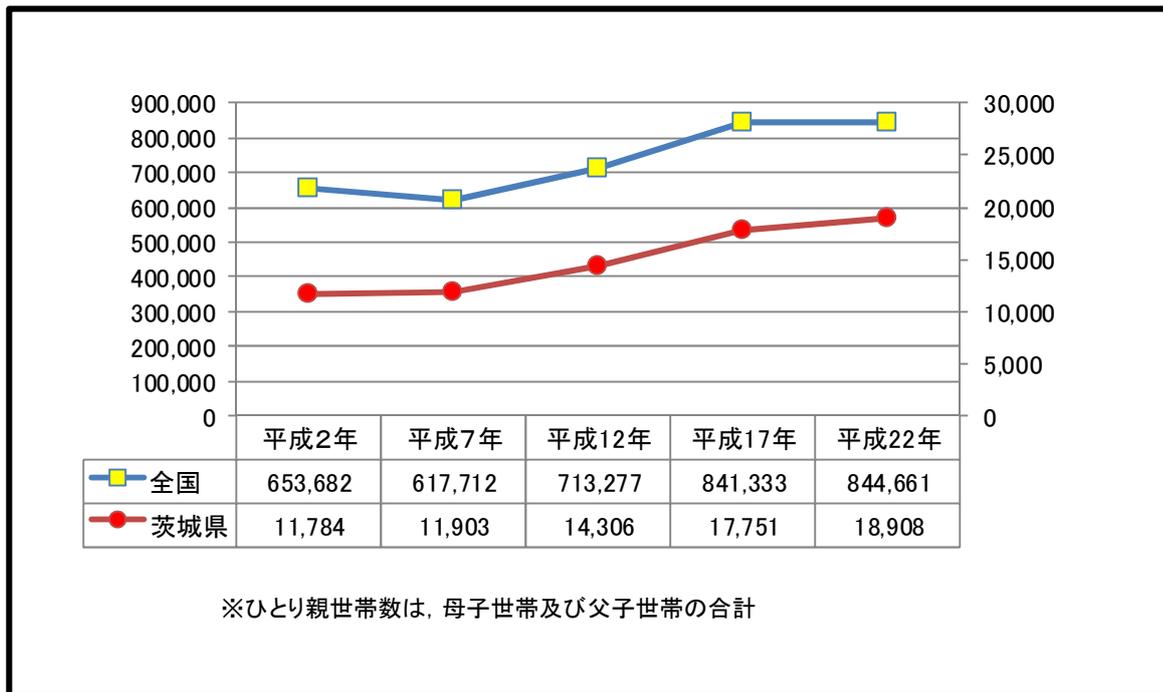
全国、本県ともに増加傾向にあります。

ひとり親世帯の中でも、特に母子世帯の母は、父子世帯の父に比べて就労収入が少ない傾向にあることが指摘されています^{iv}。

また、先にあげた「平成 25 年国民生活基礎調査の概況」においては、平成 24 年において、子どもがいる現役世代のうち、大人が一人の世帯員の貧困率は 54.6%と、非常に高い水準となっています^v。

ひとり親世帯数の推移（全国と本県の比較）

(単位：世帯)



(総務省「国勢調査」(H22) から作成)

③生活保護世帯におけるひとり親世帯の推移：横ばいで推移

生活保護を受給しているひとり親世帯は、平成 24 年度まで増加していますが、平成 25 年度以降は減少傾向にあります。就労収入の状況と併せると、ひとり親世帯の中でも、特に母子世帯においては、就労収入が十分に得られず、日々の生活に困窮し、社会的な援助を必要としている世帯が増加していると考えられます。

また、生活困窮世帯やひとり親世帯など、社会的に不利な生活を強いられている世帯については、相談相手が少ないことや、情報の入手においても不利な状況にあるなど、社会的に孤立しがちであることも指摘されています^{vi}。

^{iv} 平均年間就労収入は、父子世帯の父が 360 万円、母子世帯の母が 181 万円となっている。(厚生労働省「平成 23 年度 全国母子世帯等調査の概要」)。

^v 子どもがいる現役世代のうち、大人が 1 人の世帯員の貧困率には、親以外の世帯員 (18 歳以上の兄姉と子ども等) も含むため、「ひとり親世帯」とは限らない。(厚生労働省「国民生活基礎調査に関する Q&A (よくあるご質問)」(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21a.html>) (2015. 10))

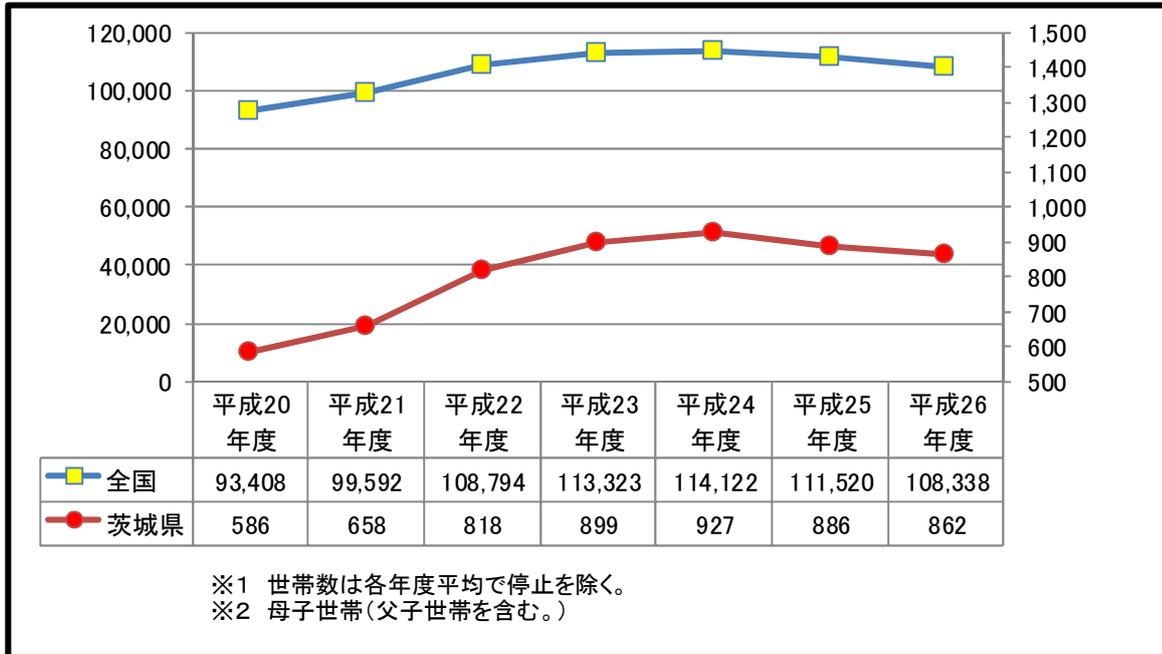
^{vi} 浅井=松本=湯沢編『子どもの貧困ー子ども時代のしあわせ平等のために』(明石書店, 2008) 182 頁

平成 23 年度における「全国母子世帯等調査」によると、ひとり親世帯において最も困っていることの中では「家計」の割合が最も高くなっています。

また、相談相手は、「親族」が最も多く、母子世帯においては 50.6%，父子世帯においては 58.1% となっています。一方で、「公的機関」と答えた割合は、母子世帯においては 2.4%，父子世帯においては 3.6% と、いずれも低い割合となっています。

生活保護世帯におけるひとり親世帯数の推移（全国と本県の比較）

（単位：世帯）



（茨城県保健福祉部福祉指導課調べ（H27），厚生労働省「被保護者調査」から作成）

母子世帯，父子世帯の相談相手の内訳（全国）

1 母子世帯の相談相手の内訳（平成 23 年度）

（単位：％）

総数	親族	知人・隣人	母子自立支援員等	母子寡婦福祉団体	公的機関	NPO法人	任意団体	その他
100.0	50.6	42.5	1.1	0.3	2.4	0.2	0.2	2.8

2 父子世帯の相談相手の内訳（平成 23 年度）

（単位：％）

総数	親族	知人・隣人	公的機関	NPO法人	任意団体	その他
100.0	58.1	35.4	3.6	-	0.8	2.1

※1 表中の割合は不詳を除いた割合

※2 回答は複数回答

※3 「公的機関」とは、母子福祉センター、福祉事務所等

（厚生労働省「平成 23 年度 全国母子世帯等調査結果報告」から作成）

④ひとり親世帯の親の最終学歴と平均収入：最終学歴は「高校」が多く、最終学歴が就労収入に影響

ひとり親世帯の親の最終学歴は「高校」が最も多く、母子世帯では48.0%、父子世帯では51.6%となっています^{vii}。最終学歴と平均収入の関係をみると、母子世帯、父子世帯の親ともに、大学等に進学している親がより高い就労収入を得ていることが分かります。

ひとり親世帯の親の最終学歴と年間就労収入（全国）

1 母子世帯（平成23年度）

（単位：世帯，％）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
総数	1,402 (100.0)	398 (28.4)	496 (35.4)	289 (20.6)	122 (8.7)	97 (6.9)	182万円
中学校	167 (100.0)	80 (47.9)	46 (27.5)	32 (19.2)	6 (3.6)	3 (1.8)	129万円
高校	679 (100.0)	193 (28.4)	267 (39.3)	145 (21.4)	51 (7.5)	23 (3.4)	169万円
高等専門学校	59 (100.0)	17 (28.8)	17 (28.8)	12 (20.3)	8 (13.6)	5 (8.5)	199万円
短大	173 (100.0)	36 (20.8)	69 (39.9)	38 (22.0)	17 (9.8)	13 (7.5)	186万円
大学・大学院	105 (100.0)	23 (21.9)	24 (22.9)	15 (14.3)	16 (15.2)	27 (25.7)	297万円
専修学校・各種学校	201 (100.0)	41 (20.4)	68 (33.8)	47 (23.4)	24 (11.9)	21 (10.4)	201万円
その他	18 (100.0)	8 (44.4)	5 (27.8)	- (-)	- (-)	5 (27.8)	182万円

2 父子世帯（平成23年度）

（単位：世帯，％）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
総数	511 (100.0)	49 (9.6)	65 (12.7)	108 (21.1)	96 (18.8)	193 (37.8)	361万円
中学校	76 (100.0)	14 (18.4)	16 (21.1)	19 (25.0)	18 (23.7)	9 (11.8)	233万円
高校	265 (100.0)	21 (7.9)	32 (12.1)	66 (24.9)	44 (16.6)	102 (38.5)	356万円
高等専門学校	22 (100.0)	4 (18.2)	3 (13.6)	3 (13.6)	7 (31.8)	5 (22.7)	276万円
短大	10 (100.0)	2 (20.0)	- (-)	2 (20.0)	2 (20.0)	4 (40.0)	302万円
大学・大学院	82 (100.0)	2 (2.4)	6 (7.3)	8 (9.8)	9 (11.0)	57 (69.5)	555万円
専修学校・各種学校	50 (100.0)	4 (8.0)	7 (14.0)	10 (20.0)	14 (28.0)	15 (30.0)	324万円
その他	6 (100.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	- (-)	2 (33.3)	1 (16.7)	238万円

※ 表中の割合は不詳を除いた割合

（厚生労働省「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」から作成）

^{vii} 厚生労働省「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」

⑤生活保護世帯・児童養護施設の子どもの大学等進学率：全国に比べて低い
生活保護世帯・児童養護施設の高等学校等卒業後就職率：全国に比べて高い

生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どものについては、学習や進学等において困難な状況にあることが指摘されています^{viii}。

本県は、児童養護施設の子どもの進学率などに課題があります。

生活保護世帯・児童養護施設の子どもの大学等進学率等

中学校卒業後、高等学校卒業後の進路をそれぞれみていくと、全体の値に比べて、生活保護世帯の子どもと児童養護施設の子どものは「進学」を選択している子どもの割合が低いことがわかります。一方で、全体に比べると就職率は高く、特に高等学校卒業後の進路においては、児童養護施設の子どもの70%以上が「就職」を選択しています。

次に、本県の中学校卒業後の進路についてみていくと、本県全体の高等学校等進学率においては全国とほぼ同じ割合ですが、児童養護施設の子どもの進学率は、全国の割合よりも低くなっています。

また、本県の高等学校等卒業後の進路については、本県全体の大学等進学率が全国に比べてやや低くなっておりますが、生活保護世帯及び児童養護施設の子どもの大学等進学率についても、全国よりもそれぞれ低い状況にあることがわかります。一方で、就職率については、全国と比較してそれぞれ10.0ポイント以上、高い状況にあります。

	茨城県		全国		茨城県		全国		出典
	中学校卒業後の進路				高等学校等卒業後の進路				
	高等学校等進学率	就職率	高等学校等進学率	就職率	大学等進学率	就職率	大学等進学率	就職率	
生活保護世帯 ※1	91.5%	2.5%	91.1%	2.0%	19.0%	61.0%	31.7%	43.6%	厚生労働省社会・援護局保護課調べから作成※4
児童養護施設 ※2	84.4%	4.4%	97.2%	1.3%	14.0%	82.0%	22.7%	70.9%	厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べから作成※4
全体(全県) ※3	98.7%	0.3%	98.6%	0.4%	68.2%	20.9%	70.9%	17.6%	平成26年度茨城の学校統計(学校基本調査結果報告書)から作成※4

※1 高等学校等進学率：高等学校，中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部，高等専門学校等に進学した者を含む。
大学等進学率：大学，短期大学，専修学校等に進学した者を含む。

※2 高等学校等進学率：高等学校，中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部，高等専門学校等に進学した者を含む（「全国」は政令指定都市等を含む。）。
大学等進学率：大学，短期大学，高等専門学校（4～5学年），専修学校等に進学した者を含む（「全国」は政令指定都市等を含む。）。

※3 高等学校等進学率：高等学校等，専修学校高等課程に進学した者を含む。
大学等進学率：大学，短期大学，高等専門学校（4～5学年），専修学校等に進学した者を含む。

※4 数値の基準は平成26年度調査の値

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率をみていくと、全体の値に比べて、中退率が高い状況にあります。

また、本県の生活保護世帯の子どもの高等学校中退率は、全国の値よりも高くなっています。

親の収入と学力に一定の相関関係がみられることも指摘されており^{ix}、今後、支援をさらに充実していく必要があります。

	茨城県	全国	出典
	高等学校等中退率		
生活保護世帯 ※1	5.8%	4.9%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ※3
全体(全県) ※2	1.7%	1.5%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査※3

※1 高等学校，中等教育学校後期課程，特別支援学校高等部，高等専門学校等に進学した者を含む。

※2 高等学校，高等学校通信制課程を含む。

※3 数値の基準は平成26年度調査の値

(3) 子どもの貧困対策に関する県内関係団体等からの意見

計画を策定するにあたり、子どもの貧困問題に関する現状を具体的に把握し、今後の対策に生かすため、地域の貧困問題に関する活動を実施している団体の方々や、ひとり親家庭に関する活動を実施している団体の方々と意見交換会を行い、子どもの貧困問題に関する現状などについて、次のような御意見を頂きました。

- ① 生活困窮世帯やひとり親家庭は、経済状態が苦しいことに加え、子どもや生活の悩みを打ち明ける場所がなく、孤立しがちである。子どもへの学習支援や生活支援を通して、これらの悩みを聞くことができる。
- ② 子どもの貧困対策をしていく上では、貧困の状況にある家庭を発見することが必要である。そのためには、関係機関の連携が不可欠。特に学校をはじめとした教育機関の役割が重要。民間団体、地域、学校、行政機関が連携することで、そのような家庭を発見できる。
- ③ 子どもの貧困対策に関する施策を実施していく上では、民間団体等で実施できることと、行政機関で実施できることが異なるため、連携して支援をしていくべき。

2 課題

- 日本における子どもの貧困率は近年上昇傾向にあり、先進諸国の中でも子どもの貧困率が高い状況にあります。
- 本県では、生活保護世帯やひとり親世帯が増加傾向にあります。これらの世帯では、就労収入が低い傾向にあります。
- 大人が一人の世帯員の貧困率は非常に高く、本県においては、生活保護世帯におけるひとり親世帯数は平成24年度まで増加しています。
- 子どもの進路について、本県全体と比べると、生活保護世帯の子どもと児童養護施設の子どもの高等学校等進学率や大学等進学率は低い状況にあります。
また、全国の児童養護施設の子どもの大学等進学率などと本県を比較すると、本県は低い水準にあります。
- 以上のことから、本県においては、家庭の経済状況など、子どもが生まれ育った環境により、高等教育を受ける機会が損なわれる等の影響が生じていることがうかがわれます。
 - ・家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもがその意欲と能力に応じた教育を十分に受けることができるよう、**教育支援**が必要です。
 - ・貧困の状況にある家庭が孤立せずに、安心して生活することができるよう、**生活支援**が必要です。
 - ・職に就いていない等により貧困の状況にある家庭が、安定した収入を得るためには、就労機会を確保することや、保護者の学び直しが重要であり、**就労支援**が必要です。
 - ・貧困の状況にある家庭が安心して暮らすことができるよう、安定した生活の基礎の確保のために**経済的支援**が必要です。

第6 重点的に取り組む項目

基本方針に基づき、次の重点的に取り組む4つの項目に関する施策を実施します。

1 教育支援

教育支援として、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもがその意欲と能力に応じた教育を十分に受けることができるよう、生活困窮世帯等への学習支援に併せて、学校教育による総合的な教育支援を実施します。また、経済的に不利な状況にある子どもでも教育を受けることができるよう就学支援等を充実させます。

(1) 生活困窮世帯等への学習支援

生活困窮世帯の児童や、児童養護施設等措置児童などに対して、経済状況等にかかわらず、必要な教育を受けることができるよう、学習支援の充実を図ります。

- ① 貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯や生活困窮世帯の児童・生徒に対し、教員OBや大学生などのボランティアを活用した無料の学習塾を開催し、学習の機会の提供や、学習習慣の定着を図ります。
- ② ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談や、基本的な生活習慣の習得支援、食事の提供等を行いながら、ひとり親家庭の子どもの学習を支援します。
- ③ 児童養護施設等入所児童の退所後の社会的自立につなげるため、学用品や通学費など就学に必要な費用を支給することで、学習を支援します。
- ④ 児童養護施設等入所児童の学習塾費を支給するとともに、施設内での学習指導への補助を実施し、児童養護施設等入所児童の学力向上を図ります。

(2) 学校教育による総合的な教育支援

学習に関する支援に加え、スクールソーシャルワーカーの配置等、学校における相談・連携体制などを整備します。また、放課後等の体験活動や学習支援を実施することで、学校教育を充実させます。

- ① 県作成の学習教材を用いて学習する場を設定し、一人一人に応じたきめ細かな指導ができるよう支援することにより、基礎学力の確かな定着を図ります。
- ② スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置・派遣
(ア) 市町村教育委員会及び県立高校からの派遣要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを小・中・高等学校等に派遣し、福祉関係機関・警察・司法関係機関等と連携し、問題を抱える児童生徒とその保護者、教職員に対する支援を行います。

- (イ) 児童生徒におけるいじめ、不登校等の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解消を図るため、全公立小・中・高等学校等へカウンセリングに関し高度で専門的な知識、経験を有する臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置・派遣し、教育相談体制を充実していきます。
- ③ 放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。
- ④ 地域の教育体制の支援のため、小・中学生を対象とした、市町村が実施する平日の放課後の学習活動に対して、支援をしていきます。

(3) 就学支援の充実

子どもの就学に必要な学費や、その他の必要な費用について、各種給付金等により経済的に支援します。併せて、奨学金の貸付や、生活困窮世帯向けの給付も実施します。

- ① 子どもの就学のための経済的支援
 - (ア) 高等学校等就学支援金として、授業料の一定額を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担の軽減を図ります。※公立高等学校は授業料相当額を支給なお、併せて次の支援をします。
 - (i) 保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対し、減少後の収入が就学支援金の支給額に反映されるまでの間、授業料減免による緊急の支援を行います（公立高等学校のみ）。
 - (ii) 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して授業料の支援を行います。
 - (イ) 全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対し、奨学のための給付金を支給します。
 - (ウ) 経済的理由により授業料の納入が困難な生徒への減免措置を行う学校法人に対する補助を実施します（私立高等学校のみ）。
 - (エ) 特別支援学校へ就学する幼児、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、世帯の収入に応じて、就学のために必要な経費（通学、給食、寄宿舎及び修学旅行等）について、その全部又は一部を支弁します。
- ② 高等学校定時制及び通信制に在籍する生徒のうち、アルバイト等に一定期間以上勤務実績のある者や、生活保護世帯である者等に対して、教科書給与を行います。
- ③ 県内に居住する者の子どもなどで、高校や大学等に在学する生徒・学生のうち、経済的理由で修学が困難な者に対し、高校生等向けの「(i)茨城県育英奨学資金」、 「(ii)茨城県高等学校等奨学資金」、 「(iii)茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金」及び大学生等向けの「(iv)茨城県奨学資金」をいずれも無利子で貸与を行います。
- ④ 高等学校等に就学し、卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合、原則として当該学校における正規の就学年限に限り、高等学校等就学費を認定し、支給します。

- ⑤ 生活保護による教育扶助として、教材代、通学のための交通費、学校給食費等義務教育に必要な費用を金銭給付により支給します。
- ⑥ ひとり親家庭の子どもが、高卒認定試験合格のための講座を受け、修了した場合や、試験に合格した場合に受講費用の一部を支給することで、進学等を支援します。
- ⑦ ひとり親家庭等に対して、児童の高等学校、大学等の入学料や、授業料に関する費用を無利子・低利で、貸し付けます。
- ⑧ 児童養護施設を退所し大学等に進学した者（保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に限る。）に対する生活費の貸付を行い、就学の継続を支援します。

(4) 多様な教育機会の確保

日本語指導適応教室への教員の配置や研修会の開催等を通して、日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒の学校生活への適応指導の改善充実を図ります。

2 生活支援

生活支援として、貧困の状況にある家庭が孤立せずに、安心して生活することができるよう、保護者への生活支援と子どもへの生活支援を実施します。また、生活支援体制の整備・充実を図ります。

(1) 保護者への生活支援

貧困の状況にある家庭の保護者が孤立することなく安心して生活できるよう、保護者への相談支援や保育サービスに関する支援等を推進し、併せて妊産婦などに対する支援も実施します。また、住宅に関する各種支援も推進します。

- ① 県福祉事務所に相談支援員と就労支援員を配置し、生活困窮者からの生活・就労等に関する相談に対応するとともに、自立に向けたプランを策定し、継続的な支援を行います。
- ② 母子家庭、父子家庭及び寡婦が修学や疾病などの理由により一時的に家事援助や保育サービスが必要な場合に、安心して子育てをしながら生活できる支援体制の充実を図ります。
- ③ 保育サービスなどの充実
 - (ア) 地域社会全体で子どもの育ちと子育てを支援するため、保育所等の整備を促進し、希望するすべての人が子どもを預けることが出来る環境整備を図るほか、一時預かりや病児保育など、地域のニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。
 - (イ) 子育て世帯への経済的負担の軽減のため、多子世帯の保育料の負担を軽減するほか、第3子以降の児童がいる世帯に対し、収入に応じて保育料の無償化を実施します。
 - (ウ) 家庭の所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減等を図るため、幼稚園就園奨励事業に対する国の補助等の活用を促進するなどして、幼稚園の就園を支援していきます。
- ④ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を推進します。
- ⑤ 母子生活支援施設において、未婚や離婚・死別等により配偶者のいない女性などを保護し、自立のためにその生活を支援するとともに、退所後も相談その他の援助を行います。
- ⑥ 妊産婦への支援
 - (ア) 妊娠届出時のアンケートや保健師の面接等により、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握するとともに、「子育て世代包括支援センター」の整備など、相談体制の充実を図ります。また、若年、未婚、精神的に不安定な状態にある等の要支援妊産婦に対しては、妊娠期から出産後のケアが継続できるよう、医療機関や助産所・市町村などの関係機関が連携した体制で支援を行います。
 - (イ) 家庭訪問や乳幼児健康診査等の様々な機会を活用し、乳房ケアや授乳方法等の母乳育児、基本的な育児方法、安全な育児環境、疾病予防、メンタルケア等の保健指導を充実させ、母親や家族の子育て力を高めていくとともに、必要に応じて継続した支援を行います。

(ウ) 妊娠中の健康管理手帳として「すこやかな妊娠と出産のために」を作成し、母子健康手帳交付時に県内の全妊婦へ配布します。妊婦健康診査受診の必要性や妊娠中の体の変化、赤ちゃんの発育、食生活のポイント等を掲載し、正しい知識の普及啓発を図ります。また、ホームページや広報等も活用し、父親向けの情報やメッセージ等も積極的に発信します。

⑦ 住宅に関する支援

住宅に関して、様々な支援を実施します。

(ア) 県営住宅の入居申込みの際、ひとり親世帯などの対象世帯に、抽選時の当選率を優遇します。また、子育て世帯向け住宅及び多子世帯向け住宅を設け、一般枠とは別に入居者を募集します。

(イ) ひとり親家庭向けの福祉資金貸付金として、住宅の建設・購入・補修等に必要な資金の貸付けを実施します。

(ウ) 離職等により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、一定の条件のもと、家賃相当額を支給し、安定した住居の確保と就労の自立を図ります。

(2) 子どもへの生活支援

児童養護施設等に入所している子どもに対する施設退所後の生活のための支援や、食育等の生活習慣に関する支援などにより、子どもの生活を支援します。

① 児童養護施設等を就職又は進学で退所する児童に対し、就職に必要な寝具類、被服等に関する費用や、進学に必要な学用品及び参考書類に関する費用を支給します。

② 児童養護施設等を退所する児童の就職や、アパート等の賃借に際して、施設長等の身元保証人を確保することにより、児童の社会的自立を支援します。

③ 児童養護施設に入所中の者に対する就職に必要な資格取得費用や、児童養護施設を退所し就職又は大学等に進学した者(保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に限る。)に対する家賃、生活費の貸付を行い、児童の自立を支援します。(再掲)

④ 食育の推進

(ア) 生活習慣病を予防するため、子どもや若い世代からの食育を通じた健康づくりを推進するとともに、健康づくりを支援する食環境整備を推進します。

(イ) 学校、職場、地域など、様々な機会において食生活の課題を捉え、ライフステージに応じて切れ目なく食育を推進します。

(ウ) 保育所巡回時に、児童の年齢や発達状況に応じた食育計画の策定及び評価を指導し、食育計画の策定を働きかけることで、保育所を通じて食育を推進します。

⑤ 生活保護世帯や生活困窮世帯の児童・生徒に対し、学習の機会の提供や、学習習慣などを身に付けさせる学習支援事業を通して、生活のための支援をします。

⑥ ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いながら、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援などを実施し、併せて食事の提供等を含めた居場所づくりを実施することにより、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ります。また、食事の提供にあたっては、フードバンクなど、関係団体との連携に努めます。

(3) 生活支援体制の整備・充実

貧困の状況にある世帯を支援するために、児童養護施設等の機能強化や、相談支援等の充実を図ることで、生活を支援する体制を整備します。

① 家庭的養護の推進

(ア) 児童養護施設の小規模化等を進め、より家庭的な環境で子どもを養育できるよう支援します。

(イ) 家庭的養護を進めるため、乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員を配置し、里親委託を推進します。

② 各県民センター等に配置されている母子・父子自立支援員（母子・父子自立支援プログラム策定員兼務）が、ひとり親家庭の方から相談を受け、個別の状況に応じて自立への指導・助言を行います。

③ 県福祉事務所に配置されている相談支援員や就労支援員を国が実施する研修に派遣し、質の確保を図ります。

④ 効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図ります。

3 就労支援

就労支援として、職に就いていない等により貧困の状況にある家庭が、安定した収入を得られるよう保護者の就労機会を確保し、併せて保護者の就労のための学び直し、子どもの就労を支援します。

(1) 保護者の就労機会の確保

各種相談支援事業の実施により就労を支援します。また、生活困窮者向けの給付金の支給、若者向けの就職面接会の開催、ひとり親家庭向けの就労支援も実施することで、貧困に直面しやすく、社会的に不利な立場にある者への支援を充実させます。

- ① 県福祉事務所に相談支援員と就労支援員を配置し、生活困窮者からの生活・就労等に関する相談に対応するとともに、自立に向けたプランを策定し、継続的な支援を行います。
(再掲)
- ② 県内6か所に設置している「いばらき就職支援センター（水戸市、常陸太田市、日立市、鉾田市、土浦市、筑西市）」において、就職相談からキャリアカウンセリング、職業紹介までのサービスをワンストップで提供することで、就労を支援します。
- ③ 生活保護受給者に対して、早期に就労による生活保護脱却が可能と保護の実施機関が判断した場合で、月1回以上求職先の面接を受けている、月3回以上求職先に応募しているなど、一定の求職活動の条件を満たしたときに、原則6か月以内で就労活動促進費を支給します。
- ④ 安定した職業に就いたこと等により生活保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金を支給することにより、生活保護脱却後の社会保険料等の負担を軽減します。
- ⑤ 求職中の若年者（学生を除く）や離職者を対象に、県内6地区（水戸、県北、日立、鹿行、県南、県西）で「元気いばらき就職面接会」を開催し、就職の機会を設けます。
- ⑥ いばらき就職・生活総合支援センター（水戸市）に「マザーズ応援窓口」を設置し、女性の働きやすい企業の情報を相談者に提供し、円滑な就職を支援します。子ども連れでも気楽に相談できるようセンター内に女性専用の相談スペースも設置しています。
- ⑦ 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の就職や転職にあたり、各県民センター等に配置されている母子・父子自立支援プログラム策定員が、個別の状況に応じて就労に向けた計画を策定し、就労を支援します。
- ⑧ 県内6か所に設置している「いばらき就職支援センター（水戸市、常陸太田市、日立市、鉾田市、土浦市、筑西市）」において、内職をあっせんします。
- ⑨ 茨城県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、就職相談や職業紹介などのサービスを提供することで、就労を支援します。

(2) 保護者の就労のための学び直しに関する支援

ひとり親家庭や生活保護世帯向けに、学び直し等、就労に必要な能力の向上に関する取り組みを充実させることで、就労を支援します。

- ① ひとり親家庭の親に対して、就職に有利で、生活の安定に役立つと県が指定した資格を取得するために養成機関で2年以上修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給し、修学期間中も収入が得られるように支援します。さらに、対象資格や適用期間の拡充にも努めます。
- ② 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、当該養成機関への入学準備金及び卒業後の就職準備金を貸付けることで、資格取得を促進します。
- ③ ひとり親家庭の親に対し、あらかじめ受講する講座の指定を行った上で、講座を修了した場合、一定の割合で給付金を支給し、資格取得を支援します。
- ④ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親などが、高等学校等に就学し卒業することが生活保護世帯の自立助長に効果的であると認められる場合、原則として当該学校における正規の就学年限に限り、高等学校等就学費を認定し、支給します。
- ⑤ ひとり親家庭の親が、高卒認定試験合格のための講座を受け、修了した場合や、試験に合格した場合に受講費用の一部を支給します。

(3) 子どもへの就労支援

就職相談や、面接会等により就職機会を提供し、併せて関係機関と連携して就労支援を実施することで、社会的な自立を支援します。

- ① 県内6か所に設置している「いばらき就職支援センター（水戸市、常陸太田市、日立市、鉾田市、土浦市、筑西市）」において、就職相談からキャリアカウンセリング、職業紹介までのサービスをワンストップで提供することで、就労を支援します。（再掲）
- ② 大学院・大学・短大・専修学校を卒業見込みの就職希望者及び既卒未就職者と県内企業が一堂に会し、対面方式で面接・企業説明を行う「大好きいばらき就職面接会（企業説明会）」を開催します。
- ③ 県内外の主に大学在学3年生及び2年生を対象として、本県の魅力をアピールするインターンシップメニューを実施し、地元での就職を支援します。
- ④ 茨城労働局及び社会福祉協議会と連携し、就職支援キャラバン隊を実施し、高校生の就労支援をします。
- ⑤ 地域若者サポートステーションの運営団体と連携し、キャリア・サポートプランとして、生徒を対象としたキャリアカウンセリングや、生徒や保護者・教員を対象としたキャリアセミナーを実施します。

4 経済的支援

経済的支援として、貧困の状況にある家庭が安心して暮らすことができるよう、前述の教育支援や就労支援における各種給付金等に併せて、ひとり親家庭向けの児童扶養手当の支給や福祉資金貸付金の貸付け、生活保護世帯向けの教育扶助等により、貧困の状況にある世帯の安定した生活の基礎の確保に努めます。

(1) 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童のすこやかな成長を図るため、児童扶養手当を支給します。

公的年金の額が手当額より低い場合は、差額分の手当を支給します。

(2) 福祉資金貸付金の貸付け

ひとり親家庭等に対して、無利子・低利で、児童が高等学校等で修学するための費用や、生活に必要な費用などを貸付けることで、ひとり親家庭等の経済的な自立を支援します。

(3) 生活保護による教育扶助等（再掲）

生活保護による教育扶助として、教材代、通学のための交通費、学校給食費等義務教育に必要な費用を金銭給付により支給します。

また、高等学校等に就学し、卒業することが生活保護世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、原則として当該学校における正規の就学年限に限り高等学校等就学費を認定し、支給します。

(4) 医療費の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小児やひとり親家庭の患者負担分を公費により助成します（マル福制度）。また、慢性疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の医療費を助成します。

(5) 養育費相談員による支援

養育費相談員を母子・父子福祉センターに配置し、ひとり親家庭等に対して養育費の取決めや不払いについての相談に応じます。

第7 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進し、施策の効果等を検証・評価するため、下記の指標を設定します。国との比較をしながら、これらの指標の改善を図り、子どもの貧困対策に取り組めます。

茨城県子どもの貧困対策に関する計画指標

	対象	項目	県数値	国数値
1	生活保護世帯に属する子ども ※1	高等学校等進学率	91.5%	91.1%
2		大学等進学率	19.0%	31.7%
3		就職率（中学校卒業後）	2.5%	2.0%
4		就職率（高等学校卒業後）	61.0%	43.6%
5		高等学校等中退率	5.8%	4.9%
6	児童養護施設の子 ども ※1	高等学校等進学率	84.4%	97.2%
7		大学等進学率	14.0%	22.7%
8		就職率（中学校卒業後）	4.4%	1.3%
9		就職率（高等学校卒業後）	82.0%	70.9%
10	スクールソーシャルワーカーの人数	※2	15人	
11	ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進給付金事業の実施市数	※2	28/32市	
12	母子・父子自立支援プログラム策定件数	※1	53件	

※1 県及び国の値は平成26年度の値

※2 平成27年度の値

●出典：(1～5) 厚生労働省社会・援護局保護課調べ、(6～9) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ、
(10) 茨城県教育庁学校教育部義務教育課調べ、(11・12) 茨城県保健福祉部子ども家庭課調べ

第8 計画の推進体制

- 県の関係課が横断的に連携し、施策を推進します。
- 施策の実施においては、市町村、教育機関、関係団体、NPO法人等との連携・協働により、子どもの貧困問題に対応します。
- 施策を効果的に実施していくため、調査・実態把握に努めます。
- 施策の実施にあたっては、必要な情報が行き渡るよう、施策を周知いたします。

第9 計画の進行管理

毎年度、計画の適切な進行管理を行い、計画の策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルに基づく点検評価等に基づき、効果的な事業を検討し、必要に応じて施策の見直しを行います。